

事務連絡
平成30年3月22日

地方厚生(支)局 医療課長 殿

厚生労働省保険局医療課
医療指導監査室長

個別指導後の措置の判定に関する留意事項について

個別指導後の措置については、「保険医療機関等及び保険医等の指導及び監査について」(平成7年12月22日付け保発第117号別添1の「指導大綱」第7指導後の措置等)において定められているところです。

今般、個別指導後の措置判定の明確化を図るため、留意すべき事項について下記のとおり定めたので、措置判定の際には適正な対応をお願いします。

記

1. 基本的な考え方

個別指導後の措置については、診療(調剤を含む。以下同じ。)の内容及び診療報酬の請求に対する理解の程度、請求根拠となる記録の状況、請求状況等を確認し、次の4つの観点(以下「4つの観点」という。)を中心に、総合的に判定する。

<4つの観点>

- (1) 診療が医学的、歯科医学的、薬学的に妥当適切に行われているか。
- (2) 保険診療が健康保険法や療養担当規則をはじめとする保険診療の基本的ルールに則り、適切に行われているか。
- (3) 「診療報酬の算定方法」等を遵守し、診療報酬(調剤報酬を含む。以下同じ。)の請求の根拠がその都度、診療録等に記録されているか。
- (4) 保険診療及び診療報酬の請求について理解が得られているか。

2. 個別指導後の措置の判定について

(1) 概ね妥当

次の点を踏まえ総合的に判断すること。

- ・ 指摘事項の内容及び返還事項が軽微である等、4つの観点のうちいずれの観点においても特筆すべき問題点が認められないこと。

(2) 経過観察

次の点を踏まえ総合的に判断すること。

- ・ 4つの観点のうち、問題が認められる観点はあがるが、多岐にわたるものではなく、かつ、内容が重大でないこと。

※ 判断にあたっては、個別指導実施時に診療内容及び診療報酬の請求について理解が得られているかどうかについて考慮すること。

(3) 再指導

次の点を踏まえ総合的に判断すること。

- ・ 4つの観点のうち、多岐にわたる観点において問題が認められる、又は、重大な問題が認められること。